

第 77 号議案

件名	埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について
提案理由	行政手続等の電子化に関する手続の簡素化のため、埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。
概要	<ol style="list-style-type: none">1 現行規則の内容 埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関し、必要な事項を定めるもの。2 改正の内容 埼玉県教育委員会の所管する行政手続等の電子化に関する手続の簡素化のため、電子化する手続について、あらかじめ告示を要するとする規定を廃止する。3 施行期日 公布の日から施行する。

(総務課)

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項第一号中「教育委員会等」を「教育委員会又はその管理に属する教育機関（以下「教育委員会等」という。）」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、「県の機関等」、「書面等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」、「縦覧等」、「作成等」又は「手続等」とは、それぞれ埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。)第二条第三号、第五号又は第七号から第十二号までに規定する県の機関等、書面等、電磁的記録、申請等、処分通知等、縦覧等、作成等又は手続等をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>第三条 電子情報処理組織(条例第三条第一項の電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他教育委員会が必要と認める事項を、教育委員会の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる機能を有するものから入力して行わなければならない。</p> <p>一 教育委員会又はその管理に属する教育機関(以下「教育委員会等」という。)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能</p> <p>二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第四条～第六条 (略)</p>	<p>埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、「法令」、「条例等」、「県の機関等」、「書面等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」、「縦覧等」、「作成等」又は「手続等」とは、それぞれ埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。)第二条第一号から第三号まで、第五号又は第七号から第十二号までに規定する法令、条例等、県の機関等、書面等、電磁的記録、申請等、処分通知等、縦覧等、作成等又は手続等をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の告示)</p> <p>第三条 教育委員会は、教育委員会又はその管理に属する教育機関(以下「教育委員会等」という。)がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示するものとする。</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第四条 電子情報処理組織(条例第三条第一項の電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他教育委員会が必要と認める事項を、教育委員会の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる機能を有するものから入力して行わなければならない。</p> <p>一 教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能</p> <p>二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第五条～第七条 (略)</p>
---	--